

横植協会07－21号
令和7年11月7日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

植物検疫申請事務 関係

【電子植物検疫証明書(ePhyto)の導入に係る試行について(対象国: アルゼンチン及びチリの追加)】

件名について農林水産省植物防疫課から連絡がありましたので、下記のとおりお知らせします。

(連絡の抜粋)

10月14日から開始いたしましたePhyto試行期間中の対応につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、ePhytoの対象国を12月1日から追加することといたしましたのでお知らせいたします。

対象国: アルゼンチン及びチリ

開始日: 令和7年12月1日発給分から

対象荷口: 輸出入貨物

試行期間中は、引き続き従来の植物検疫証明書は必要となり、
ePhytoのみで輸入は認められません。

植物防疫所のHPにも添付ファイルのとおり情報を掲載しております。

[第7次NACCS更改\(令和7年10月\)のお知らせ](#)

以上

令和 7 年 11 月

第 7 次 NACCS 植物検疫関連業務の機能追加による電子植物検疫証明書
(ePhyto) の導入に係る試行期間の開始について (対象国の追加)

日頃より植物検疫へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

皆様が、植物検疫に関わる輸出入申請を行う際に利用されている輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) については、本年 10 月 12 日に更改され、本システム更改に併せて、植物検疫業務に関する部分についても機能追加・変更が行われ、電子植物検疫証明書 (ePhyto(イーファイト)) を交換するための機能が追加されました。

このことを受け、輸入・輸出について従来の植物検疫証明書と ePhyto の両方の受け取り・発給を行いつつ、物流に影響が生じないよう、ePhyto の本格的な利用が可能であることの確認を行うため、本年 10 月 14 日から、大韓民国及びアメリカ合衆国の輸出入貨物を対象として、ePhyto の導入に係る試行期間を開始したところです。

この度、下記の対象国についても、ePhyto 導入に係る試行期間を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 対象国：アルゼンチン及びチリ
2. 開始日：令和 7 年 12 月 1 日発給分から
3. 対象荷口：輸出入貨物

<ご注意>

・ 輸入検疫

試行期間の対象国では、従来の植物検疫証明書と ePhyto の両方が発給されます。対象国から ePhyto が発給されているかどうかについては輸出者を通じてご確認ください。

試行期間中は、引続き従来の植物検疫証明書は必要であり、ePhyto のみでの輸入は認められません。

・ 輸出検疫

従来の植物検疫証明書も引き続き交付されます。その際に我が国も対象国宛てに ePhyto の発給を行うこととなります。

試行期間中の状況を踏まえ、取扱いに変更が生じた場合には、別途、植物防疫所ホームページでお知らせします。

植物防疫所ホームページ 第 7 次 NACCS 更改 (令和 7 年 10 月) のお知らせ
URL : <https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/naccs7th2025.html>

